

○装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）

令和 8 年 6 月 4 日改正

国自審第 5 8 5 号

（傍線の部分は改正部分とする。）

改 正 後	現 行
<p><b>別添 装置型式指定実施要領</b></p> <p><b>第 1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先</b></p> <p>1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定による特定装置（以下「特定装置」という。）を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造を業とする者は、当該特定装置又は当該特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる特定装置の型式の指定（以下「型式指定」という。）の申請をする場合には、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号。以下「審査・リコール課」という。）に、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号。以下「装置指定規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する申請書、同条第 2 項及び第 3 項に規定する書面並びに別記様式 1 の提出書面一覧表（以下「提出書面一覧表」という。）の書面を提出するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）自動車認証審査部（東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42 番地 27 号。以下「自動車審査部」という。）に申請書の写し、装置指定規則第 4 条第 2 項（第 4 号、第 5 号及び第 8 号を除く。）、第 3 項の書面及び提出書面一覧表を提出</p>	<p><b>別添 装置型式指定実施要領</b></p> <p><b>第 1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先</b></p> <p>1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定による特定装置（以下「特定装置」という。）を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造を業とする者は、当該特定装置又は当該特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる特定装置の型式の指定（以下「型式指定」という。）の申請をする場合には、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号。以下「審査・リコール課」という。）に、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号。以下「装置指定規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する申請書、同条第 2 項及び第 3 項に規定する書面並びに別記様式 1 の提出書面一覧表（以下「提出書面一覧表」という。）の書面を提出するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）自動車認証審査部（東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42 番地 27 号。以下「自動車審査部」という。）に申請書の写し、装置指定規則第 4 条第 2 項（第 4 号、第 5 号及び第 8 号を除く。）、第 3 項の書面及び提出書面一覧表を提出</p>

し、併せて当該特定装置を提示するものとする。ただし、次のいずれかの特定装置（以下「システム装置」という。）の指定の申請をする場合にあっては、システム装置を備えた自動車等（以下「供試品」という。）を提示するものとする。

(1)～(42) (略)

(43) 側面保護装置及び側面保護装置取付装置

(44)～(75) (略)

## 第2～第7 (略)

### 第8 装置型式指定基準

法第75条の3第3項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第2条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第3条第1項ただし書の規定による法第99条の3第1項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができる。

特定装置の種類	装置型式指定基準
1. ～41. (略)	(略)
42. ガス容器及びガス容器附属品（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る）	<u>協定規則第134号第3改訂版</u> 協定規則第146号
43. ガス容器附属品（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る）	
44. ガス容器取付装置（圧縮水素ガスを燃	

し、併せて当該特定装置を提示するものとする。ただし、次のいずれかの特定装置（以下「システム装置」という。）の指定の申請をする場合にあっては、システム装置を備えた自動車等（以下「供試品」という。）を提示するものとする。

(1)～(42) (略)

(新設)

(43)～(74) (略)

## 第2～第7 (略)

### 第8 装置型式指定基準

法第75条の3第3項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第2条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第3条第1項ただし書の規定による法第99条の3第1項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができる。

特定装置の種類	装置型式指定基準
1. ～41. (略)	(略)
42. ガス容器及びガス容器附属品（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る）	<u>協定規則第134号第2改訂版</u> 協定規則第146号
43. ガス容器附属品（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る）	
44. ガス容器取付装置（圧縮水素ガスを燃	

料とするものに限る)		料とするものに限る)	
45. ～46. (略)	(略)	45. ～46. (略)	(略)
47. プログラム等改変システム	<a href="#">協定規則第 156 号改訂版</a>	47. プログラム等改変システム	<a href="#">協定規則第 156 号</a>
48. ～64. (略)	(略)	48. ～64. (略)	(略)
<a href="#">65. 側面保護装置</a>	<a href="#">協定規則第 73 号第 2 改訂版</a>	<a href="#">(新設)</a>	<a href="#">(新設)</a>
<a href="#">66. 側面保護装置及び側面保護装置取付装置</a>			
<a href="#">67. ～94. (略)</a>	(略)	<a href="#">65. ～92. (略)</a>	(略)
<a href="#">95. 車幅灯</a>	協定規則第 148 号改訂版	<a href="#">93. 車幅灯</a>	協定規則第 148 号改訂版
<a href="#">96. 尾灯</a>		<a href="#">94. 尾灯</a>	
<a href="#">97. 制動灯</a>		<a href="#">95. 制動灯</a>	
<a href="#">98. 補助制動灯</a>		<a href="#">96. 補助制動灯</a>	
<a href="#">99. 前部上側端灯</a>		<a href="#">97. 前部上側端灯</a>	
<a href="#">100. 後部上側端灯</a>		<a href="#">98. 後部上側端灯</a>	
<a href="#">101. 昼間走行灯</a>		<a href="#">99. 昼間走行灯</a>	
<a href="#">102. 番号灯</a>		<a href="#">100. 番号灯</a>	
<a href="#">103. 側方灯</a>		<a href="#">101. 側方灯</a>	
<a href="#">104. 後部霧灯</a>		<a href="#">102. 後部霧灯</a>	
<a href="#">105. 駐車灯</a>		<a href="#">103. 駐車灯</a>	
<a href="#">106. 後退灯</a>		<a href="#">104. 後退灯</a>	
<a href="#">107. 低速走行時照射灯</a>		<a href="#">105. 低速走行時側方照射灯</a>	
<a href="#">108. 車両後退表示投影装置</a>		<a href="#">(新設)</a>	
<a href="#">109. ～127. (略)</a>	(略)	<a href="#">106. ～124. (略)</a>	(略)
<a href="#">128. 後写鏡等</a>	<a href="#">協定規則第 46 号第 7 改訂版</a>	<a href="#">125. 後写鏡等</a>	<a href="#">協定規則第 46 号第 6 改訂版</a>
<a href="#">129. 後写鏡等及び後写鏡等取付装置</a>	協定規則第 81 号	<a href="#">126. 後写鏡等及び後写鏡等取付装置</a>	協定規則第 81 号

<p><u>130.～139.</u> (略)</p>	<p>(略)</p>	<p><u>127.～136.</u> (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第9～第10 (略)  別記様式1～別記様式2 (略)  別紙1～別紙3 (略)  別紙3 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領</p> <p>別添21 一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準</p> <p>第I編 (略)</p> <p>第II編 大型特殊自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の指定基準</p> <p>1.～10. (略)</p> <p>別紙1-1～別紙17-3 (略)</p> <p>別紙17-4 <u>ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガス試験方法</u></p> <p><u>附 則 (令和8年6月4日付け国自審第585号)</u>  <u>(施行期日)</u></p> <p>1. <u>本改正規定は、令和8年6月4日より施行する。</u>  2. <u>本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第8、42.、47.、128.及び129.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。</u></p>		<p>第9～第10 (略)  別記様式1～別記様式2 (略)  別紙1～別紙3 (略)  別紙3 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領</p> <p>別添21 一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準</p> <p>第I編 (略)</p> <p>第II編 大型特殊自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の指定基準</p> <p>1.～10. (略)</p> <p>別紙1-1～別紙17-3 (略)</p> <p>別紙17-4 <u>【新旧別紙2のとおり】</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	